

# 社会福祉法人 孝明 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるように、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1 : 育児・介護休業法に基づく育児休業、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などについてのリーフレットを作成して、職員への情報提供、制度の周知を図る。

<対策>

- 平成 30 年 5 月～ 制度に関するリーフレットを作成し掲示する
- 平成 30 年 5 月～ 作成した制度に関するリーフレットの内容を周知する

目標 2 : 女性労働者が活躍し能力が発揮できる職場作りに向けた研修会を行う

<対策>

- 平成 30 年 10 月～ 管理的立場にある職員に向けた研修会を開催する